

# 会 員 規 約

理 念 ： 人を尊重し、助け合い、自分が楽しみ、人を喜ばせる

目 的 ： サンドアートを社会に普及させるとともに、幅広い年齢層に活躍の機会を提供することを目的とする

本会員規約（以下、「本規約」という）は、一般社団法人サンドプレイヤーズ協会（以下、「当協会」という）と、入会及び受講を希望する個人会員（以下、「会員」という）のいずれにとっても快適な利用がなされるよう、契約を集結する。

## 第1章 総 則

### 第1条 （目的と適用範囲）

本規約は、当協会と会員の会員制度について定め、当協会が主催、運営する全ての講座を対象とする。

### 第2条 （会員）

当協会の会員とは、当協会の理念と目的に賛同して、指定する手続に基づき本会員制度への入会と同時に、インストラクター（ライトコース）講座の受講の申し込みをした個人とする。

## 第2章 入 会 ・ 退 会

### 第3条 （入会）

当協会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書 兼 インストラクター（ライトコース）受講申込書を当協会に提出すること。入会金は、インストラクター（ライトコース）講座の受講料に含まれるものとする。

- （1） 本規約に基づく会員有効期限は入会金の入金日から退会までとする。
- （2） 会員から退会届を提出した場合を除き、更に会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

### 第4条 （他協会所属者の対応）

当協会は、本規約及び以下内容を遵守することで、他協会所属者も入会可能とする。

- （1） 所属している他協会とのトラブルは会員の責任とし、当協会は一切の責任を負わないものとする。
- （2） 同業者、同業他協会においては、所属団体名を当協会に申告し、材料、技術、活動等において明確な区別をすること。

### 第5条 （入会申込みの不承認）

当協会の会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認を得ることができないことがある。

- （1） 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合。
- （2） 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合。
- （3） 過去に当協会から会員資格を取り消されたことがある場合。
- （4） その他、当協会が会員と認めることを不適当と判断した場合。

### 第6条 （変更の届出）

- 1 会員は、当協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに当協会に報告するものとする。
- 2 会員が、本条第1項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当協会はその責任を一切負わないものとする。

### 第7条 （退会）

会員は、当協会所定の退会届の提出により、退会することができる。ただし、未払いの支払い等がある場合には、会員は退会後も当協会に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

## 第8条 (会員資格の取り消し)

当協会が次の各号の一つに該当すると認められた場合、会員資格を取り消すことができる。

- (1) 他者または当協会の名誉、プライバシー、著作物等、肖像権の侵害および、信用等を傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、当協会が認めたとき
- (2) 教材代等の納入が、催促日から起算して2ヶ月以上遅滞したとき
- (3) 当協会のサービスを通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為  
また、入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき
- (4) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき
- (5) 本規約又はその他当協会が定める規則に違反したとき
- (6) その他、当協会が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき

## 第9条 (地位の譲渡)

当協会の会員の地位は、他者への譲渡を禁止する。また、会員が死亡した場合、会員資格は失われるものとし、地位の継承はできない。

# 第3章 受講

## 第10条 (資格講座内容)

当協会が定める資格講座とは以下の3種類とし、内訳は以下に定める。

※税込価格

	インストラクター (ライトコース)	認定講師	マスター講師
受講料	39,300円	33,000円	認定証 3,300円
制作作品数	3点 (模様)	1点 (海の景色)	
対象年齢	18歳以上	18歳以上	18歳以上
内 訳 ※入会金、認定証代、教材代、審査料は協会に支払い、講師料は担当講師へ支払う。			
入会金	3,000円(不課税)		
認定証代	3,300円	3,300円	3,300円
教材代	4,400円 ※送料込	3,300円 ※材料は自己準備	
審査料		4,400円	
講師指導料	28,600円	22,000円	

## 第11条 (受講料の支払)

- 1 受講料は、各種受講申込書提出後15日以内かつ受講日7日前までに、入会金、認定証代、教材代、審査料（以下、「当協会支払分」という）を当協会指定口座に一括で振り込み、講師指導料は講座を担当する講師（以下、「担当講師」という）に支払うこと。但し、講師指導料は、担当講師の指示がある場合は指示を優先する。
- 2 会員が既に納めた入会金については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 3 受講料の支払方法を以下に定める。

【当協会支払い分】 ※振込手数料は会員負担とする。

入会申込書 兼 インストラクター (ライトコース) 講座受講申込書、またはホームページに記載された当協会の指定口座へ振り込み

【講師指導料】 ※振込手数料は会員負担とする。

担当講師が指定する支払方法

## 第12条 (受講日の振替と受講申込の解約)

- 1 講座受講日の振替において、担当講師が認める場合は別の日程へ振替えることができる。
- 2 講座受講日から7日前までの受講申込の解約を次の通り定める。
  - (1) 受講教材は、情報漏洩の観点から書類を含めた全てを返送する。※送料は会員負担とする。
  - (2) 当協会支払分は、教材の返送受理により、本規約第8条2項により入会金を除いた額を返金する。  
受講材料に破損物のある場合は、破損物相当額を差し引いた額を返金する。※振込手数料は会員負担とする。
  - (3) 講師指導料の解約手数料は以下のように定める。※振込手数料は会員負担とする。

7日前～3日前	各講座講師指導料の30%の額
2日前～受講日の前日	各講座講師指導料の70%の額
受講日当日	各講座講師指導料の90%の額
当日無断	各講座講師指導料の100%の額

## 第13条 (受講教材の発送)

各講座の教材は、当協会支払分の入金確認後に発送する。

- ・ インストラクター（ライトコース）講座  
当該講座で使用する植物は、発送する教材には含まれないため、好みの水耕栽培に適した2号以下の植物を、会員が受講日までに用意すること。また、担当講師より道具等の準備指示がある場合は、受講日までに用意すること。  
受講課題外で学べる「造花の加工方法」「ジェルワックス」の材料は教材に含まれない。
- ・ 認定講師講座  
当該講座の教材は動画教材のみとし、材料は全て会員が用意すること

## 第14条 (対面講座及びオンライン講座)

- 1 本講座を教室等において直接受講する講座を「対面講座」といい、オンラインで受講する講座を「オンライン講座」という。オンライン講座の受講料は、対面講座における本講座の受講料金と同額とする。
- 2 講座の種類は、当協会または担当講師の裁量により開催の有無、開催時期、開催期間を決められるものとする。
- 3 設備等の不具合または道具の不準備により、オンライン講座の受講に支障が生じたとしても、当協会及び担当講師は一切の責任を負わないものとする。

## 第15条 (受講に関する遵守事項)

会員は、受講するにあたり、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 受講日までに、当協会から届いた教材に落丁がないか確認し、会員自身が準備する必要がある材料を揃えておくこと
- (2) 講座の内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容の全部又は一部が理解しなかったとしても、当協会ならびに担当講師に一切の責任を求めないこと
- (3) 講座内容につき、録音又は録画したデータを他者に開示しないこと
- (4) 当協会の許可なく、受講申込み者である会員以外の者は同席させないこと
- (5) 本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、当協会及び担当講師等に一切の責任を求めないこと
- (6) 他会員に対して、連鎖販売取引等への勧誘、宗教等への活動の勧誘、その他勧誘とみなされる一切の行為を行わないこと
- (7) その他、事前準備を含め、当協会及び担当講師の指示に従うこと

## 第16条 (認定の基準)

当協会が定める認定基準は以下に定める。

- ・ インストラクター（ライトコース）講座  
指定のカリキュラムを履行すること
- ・ 認定講師講座  
インストラクター資格を有し、インストラクター育成手順、課題作品について動画教材で学び、担当講師によるフォロー及び確認をとり、課題作品において当協会の審査により認定基準を超えていること。  
(再審査が必要な場合は、追加料金は徴収しない。)
- ・ マスター講師  
認定講師の資格を有し、インストラクターを5名育成した実績を持ち、申請書を提出すること

## 第17条 (活動の範囲)

当協会が定める各認定後の活動範囲を以下に定める。

- ・ インストラクター ワークショップ、レッスン、販売
- ・ 認定講師/マスター講師 インストラクター活動に加え、インストラクター及び認定講師の育成

## 第18条 (教材の返品)

各種講座の解約に伴う受講教材の返品を除き、全ての教材の返品は不可とする。なお、不良品については教材到着後7日以内であれば交換の対応をする。

## 第19条 (禁止事項)

当協会は、以下を禁止事項と定める。

- (1) 当協会が提供する発明、考案、創作、画像、映像、音源、テキスト、図形、プログラム、アイデア、ノウハウ、メソッド、プラン、仕様、公式、データに関する著作権及びその知的財産権は当協会に帰属し、当協会の承諾を得てないものを、他者に開示すること
- (2) 会員が制作する作品の、制作技術がわかる動画において、通常再生10秒以上の動画、若しくは1.5倍速以内の動画を、第三者が常に閲覧できる方法で、会員又は会員に関わる他者が開示すること
- (3) 当協会の許可なく、教材の転売をすること

# 第4章 権利と特典

## 第20条 (会員の権利)

会員は以下の権利を有する。

- (1) 当協会の教材を会員価格で利用することができる権利
- (2) 当協会の会員であることを自らに関連する事業についてのパンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利
- (3) 当協会のロゴをパンフレット、催事、名刺等において、比率を変えることなく使用する権利
- (4) 当協会が定める協会名等の名称を使用できる権利

## 第21条 (特典)

会員には、以下の特典を提供する。

- (1) 会員価格による教材の提供
- (2) 当協会が企画するイベント等の参加、当協会が行うサービスへの参加並びに利用
- (3) 個人活動に伴う技術・活動相談

マスター講師特権

- (1) デコレーションサンド10%割引

# 第5章 規約の追加・変更

## 第22条 (規約の追加・変更)

- 1 本規約に定めのない事項については、理事会の決議により定めるものとする。
- 2 当協会は、理事会の決議により、特典の内容および会費を含め本規約の全部または一部を追加・変更することができる。当協会により追加・変更された本規約は、当協会のウェブサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は当該追加・変更された本規約に拘束されるものとする。

## 第6章 免責及び損害賠償

### 第23条 (免責及び損害賠償)

- 1 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止または一時停止せざるをえなかった場合、当協会は一切責任を負わないものとする。
- 2 会員は、当協会が提供する特典および当協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、開示可能な物ものに限り自らの判断により、その利用の採否、方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または他者が損害を被った場合であっても、当協会は一切責任を負わないものとする。
- 3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当協会は一切責任を負わないものとする。
- 4 登録メールやパスワードが他者に利用されたことによって生じた損害等については、当協会に重過失がある場合を除き、当協会は一切責任を負わないものとする。
- 5 本規約に違反した会員に対し、その過失の程度により注意、勧告、サービスの利用停止、会員資格の取り消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。
- 6 会員は、本規約及び法令の定め違反したことにより、当協会及び担当講師等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとする。
- 7 会員と他者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。
- 8 他会員の情報が不正確または虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害および不利益について当協会は一切責任を負わないものとする。
- 9 当協会は、会員情報、会員同士のやりとり等につき、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとする。
- 10 万が一、当協会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当協会は間接損害、特別損害、免失利益ならびに他者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、当協会が負う責任は会員が支払う入会金を上限とする。
- 11 会員が退会・会員資格の取り消し等により会員資格を喪失した後も、本規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。
- 12 その他、本規約の各条項に示された、免責及び損害賠償に関連する全てを有効とする。

### 第24条 (条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

### 第25条 (合意の管轄)

本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をその管轄裁判所とする。

### 第26条 (協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

## 第7章 個人情報保護

### 第27条 (個人情報の保護)

当協会は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

## 第8章 反社会的勢力への対応

### 第28条 (反社会的勢力への対応)

- 1 当協会は、会員が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して会員資格の取消をすることができるものとする。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 自らまたは他者を利用して、当協会または当協会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
- 2 当協会は、会員が自ら又は他者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して会員資格の取消をすることができるものとする。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当協会の信用を毀損し、または当協会の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
- 4 当協会は、本条の規定により、会員資格の取消をした場合には、会員に損害が生じても当協会は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これにより当協会に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

以上、当協会の会員に本規則を配布する。

### 附則

本規則は、令和3年9月1日から施行する。

一般社団法人 サンドプレイヤーズ協会  
代表理事 石井 静佳